別記様式第１号

No.

いしかわ森林環境基金事業（環境林整備事業）の実施に関する協定書

石川県（以下「県」という。）、○○市〔町〕（以下「市町」という。）、補助事業者　○○（以下「補助事業者」という。）及び森林所有者〔○○〔ほか○○名〕委任代理人〔兼森林所有者〕〕　○○（以下「森林所有者」という。）は、事業の目的を達成するため、いしかわ森林環境基金事業実施要領第５の７に基づき、環境林整備事業（以下「事業」という。）の実施に関する協定を次のとおり締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、第３条に掲げる森林を整備し、水源のかん養や県土の保全など当該森林等が発揮すべき公益的機能を保全するため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、　年　月　日から　　年３月３１日まで（※協定締結日から20年後の年度末）とする。

２　この協定の目的を達成するため特に必要のある場合には、県、市町、補助事業者及び森林所有者で協議のうえ、この協定を更新することができる。

（整備を実施できる森林）

第３条　当該事業において協定の対象とする森林等（以下「協定対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の表示 | 樹種 | 林齢（年生） | 面積（ha） | 林小班 | 備考 |
| 所在 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |

\*位置は別添位置図のとおり

（整備の内容等）

第４条　補助事業者は、協定対象森林について次の各号に定める整備を実施する。

（１）放置竹林においては、放置竹林の除去及び整備後の更新作業

（２）放置竹林の除去を実施した箇所においては、刈払い等の再生竹の抑制対策

（３）前２号の整備により発生した伐採竹は、豪雨時等に流出しないよう配慮して整備区域内に整理

（４）その他前各号の内容を実施するために必要な作業

２　第１項の整備により発生した伐採木竹について、森林所有者が自らの責任と費用で、搬出、利用する場合はこれを妨げない。

３　この協定期間における協定対象森林の整備は、原則として協定締結後速やかに1回に限り実施できるものとする。ただし、再生竹の刈払については、放置竹林の除去の翌年度から原則２年を経過するまでの間に各年度１回実施できるものとする。

（費用の負担等）

第５条　県は、第４条第１項各号に定める整備に必要な経費の全部について、補助事業者に対して補助する。

２　協定対象森林に対する公租公課及び林道等の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、森林所有者が負担する。

（責務）

第６条　県、市町、補助事業者及び森林所有者は、この協定に基づき次の各号に定める事項を遵守するものとする。

（１）補助事業者又は森林所有者は、協定の期間中に自ら第４条第１項各号に定める整備を実施した森林（以下「整備実施森林」という。）の皆伐や森林以外への転用をしないものとする。

（２）森林所有者は、整備実施森林において、再度、放置竹林となることを防ぎ、確実に更新が図られるよう、協定期間満了日まで再生竹の刈払い等の管理を自ら又は委託等により適切に行うものとする。

（３）整備実施森林を確定した実測図は、補助事業者がこれを作成し、速やかに県、市町及び森林所有者に配付するものとし、県、市町、補助事業者及び森林所有者はこの実測図を協定書と一緒に保管するものとする。

（４）補助事業者及び森林所有者は、整備実施森林を示す標柱等の設置を県が申し出たときは、それを容認するものとする。

（助言及び指導）

第７条　県、市町及び補助事業者は、この協定の目的達成のため、協定対象森林の取扱いについて、必要に応じて森林所有者に対する助言及び指導に努めるものとする。

（災害等による損害）

第８条　整備の実施中に、火災、天災その他の事由により協定対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、県及び市町はその責任を負わない。

２　整備の実施後、火災、天災その他の事由により、協定対象森林の林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、県及び市町はその責任を負わない。

（協定の承継等）

第９条　補助事業者及び森林所有者は、整備実施森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

２　森林所有者は、整備実施森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、あらかじめその旨を県、市町及び補助事業者に通知し、協議しなければならない。

３　補助事業者及び森林所有者は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかにその他の協定締結者に書面で通知するものとする。

（特別の事情による協定の失効）

第10条　次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(１)整備実施森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(２)火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により整備実施森林の全部又は一部が滅失したとき。

（協定の解除）

第11条　補助事業者又は森林所有者が第６条の規定に違反したときは、県、市町はこの協定を解除することができる。

２　前項の場合、県は補助事業者及び森林所有者に対し第４条第1項各号に定める整備に要した経費の全部または一部について返還を求めることができる。

（補助事業者、森林所有者の協力）

第12条 補助事業者及び森林所有者は次の事項に協力するものとする。

（１）この協定期間終了後も、整備実施森林の非皆伐に協力するものとする。

（２）県又は市町が森林体験、学習活動等に整備実施森林を使用することを補助事業者又は森林所有者に申し出たときには、これに協力するものとする。

（疑義の協議）

第13条　この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、県、市町、補助事業者及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書４通を作成し、県、市町、補助事業者及び森林所有者がそれぞれ記名押印して、各自その１通を保有するものとする。

 　　年　　月　　日

県　　　　　住所　金沢市鞍月一丁目一番地

石川県

代表者　石川県知事　　　　　　　　　印

（　　　農林総合事務所長扱い）

市町　　　　住所

市町名

氏名　　　　　　　　　　　長　　　　印

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

森林所有者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

 ＊　〔　〕は必要に応じて記載

別記様式第２号

No.

いしかわ森林環境基金事業（緩衝帯整備事業）の実施に関する協定書

〔○○市、○○町〕（以下「補助事業者」という。）、森林所有者○○〔ほか○○名〕（以下「森林所有者」という。）及び、地区代表○○（以下「地区代表」という。）は、集落周辺の里山林において、クマやイノシシ等の野生獣の出没を抑止するため、森林の見通しを良くする伐採や藪の刈払い等を実施し、集落と野生獣の生息域との境界を形成する緩衝帯整備（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、第３条に掲げる森林において、集落と野生獣の生息域との境界を形成するため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、　年　月　日から　　年３月３１日まで（※協定締結日から５年以上後の年度末）とする。

２　この協定の目的を達成するため特に必要のある場合には、補助事業者、森林所有者及び地区代表で協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林）

第３条　協定の対象とする森林等(以下「対象森林」という。)は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の表示 | 樹種 | 林齢（年生） | 面積（ha） | 林小班 | 備考 |
| 所在 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |

＊位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（森林の使用及び整備の内容）

第４条　前条の対象とする森林において補助事業者が行う整備は次の各項とする。

（１）森林の見通しを良くするための伐採、枝打ち、藪の刈払い等

（２）整備後の維持管理に資するための簡易な歩道の設置

（３）本事業により整備したことを示す看板の設置

（４）整備に必要な現地調査

（５）その他前各号の内容を実施するために必要な作業

２ 補助事業者は、地区代表及び森林所有者と連携し、事業の実施後に整備地の継続的な刈払いなど、適切な維持管理を実施するため、地域の体制作りを行うこと。

３　補助事業者は、地区代表及び森林所有者と連携し、県が本事業に関する調査を実施する場合には協力すること。

（費用の負担等）

第５条　補助事業者は、前条に定める整備に必要な経費の全部又は一部について負担する。

２　対象森林に対する公租公課及び林道等の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、森林所有者が負担する。

（責務）

第６条　この協定に基づき、森林所有者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

（１）森林所有者は、協定の期間中は、開発等による転用をしないものとする。

（２）森林所有者は、補助事業者が整備したことを示す看板等の設置を申し出たときは､それを容認するものとする。

（助言及び指導）

第７条　補助事業者は、この協定の目的達成のため、対象森林の取扱いや、事業実施後の維持管理方法について、必要に応じて森林所有者や地区代表に対する助言及び指導に努めるものとする。

（災害等による損害）

第８条　事業の実施中に、補助事業者の責に帰しえない、火災、天災その他の事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、補助事業者はその責任を負わない。

２　事業の実施後、補助事業者及び森林所有者の責に帰しえない、火災、天災その他の事由により、対象森林の林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、補助事業者及び森林所有者はその責任を負わない。

（協定の承継等）

第９条　森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

２　森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、あらかじめその旨を補助事業者に通知し、協議しなければならない。

３　森林所有者は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに補助事業者に書面で通知するものとする。

４　地区代表が交代するときは、交代した代表者にこの協定を継承させるものとする。

（特別の事情による協定の失効）

第10条　次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

（１）対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

（２）火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（協定の解除）

第11条　森林所有者が第６条の規定に違反したときは、補助事業者はこの協定を解除することができる。

２　前項の場合、補助事業者は森林所有者に対し第４条第１項各号に定める整備に要した経費の全部または一部について返還を求めることができる。

（疑義の協議）

第12条　この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、補助事業者、森林所有者及び地区代表が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書３通を作成し、補助事業者、森林所有者、地区代表がそれぞれ記名押印して、各自その１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

補助事業者　住所

　　　　　　市町名

氏名　　　　　　　　長　　　　　　　印

森林所有者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

地区代表　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

委　　　任　　　状

（住所、氏名を記載する）を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１．下記表示の土地を対象として実施するいしかわ森林環境基金事業の実施に関する件

２．「いしかわ森林環境基金事業（○○○整備事業）の実施に関する協定書」の締結に関する件

３．前記協定に基づく権利義務の行使に関する一切の権限

 　　　　　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　森林所有者

 　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 土地の表示等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の表示 | 樹種 | 林齢（年生） | 面積（ha） | 林小班 | 備考 |
| 所在 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |

＊印鑑証明書の添付は不要。（押印は認印でも可）

 ＊森林所有者が代理人に委任する場合に添付

別記様式第３号

第　　　　号

年　 月 　日

 石川県知事　　　　　　　殿

住所（所在地）

（名　　　称）

氏名（代表者氏名）

 年度○○事業計画承認申請書

いしかわ森林環境基金事業実施要領第９の規定に基づき、○○事業の計画を作成したので、関係書類を添えて承認申請します。

記

 １ 事業の目的

 　　２　事業計画書

 　　３ 収支予算書

 　　４　その他

 　　　（１）事業実施予定地の図面

 　　　（２）団体の概要を示す書類

（３）市町及び法人以外の団体等が補助事業者となる場合にあっては、その概要のわかる書類（規約または会則及び会員等の構成がわかる名簿等）

（４）事業実施予定地の用地承諾書またはそれに準じる書類

（５）いしかわ身近な森保全事業については、事業の実施に関する協定書（写）

別記様式第４号

第 　　　号

年　 月 　日

 　　　　　　　　　　　　　　　　殿

石川県知事　　　　　　 印

　　年度○○事業計画の承認について（通知）

年　月　日付　　第　　号で申請のあった、○○事業の計画を承認したので通知します。

なお、いしかわ森林環境基金事業補助金交付要綱第３条の規定に基づく補助金交付申請書を○○年○○月○○日までに提出願います。

別記様式第５号

いしかわ身近な森保全事業の実施に関する協定書

○○（以下「補助事業者」という。）、森林所有者　○○〔ほか○○名〕（以下「森林所有者」という。）は、いしかわ身近な森保全事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、第３条に掲げる集落周辺の放置された森林を地域住民等と協働で整備、保全、活用していくことにより、地域の活性化や生活環境の保全に資するため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、　年　月　日から　　年３月３１日まで（※協定締結日から５年後以上の年度末）とする。

２　この協定の目的を達成するため特に必要のある場合には、補助事業者及び森林所有者で協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする土地）

第３条　協定の対象とする森林等(以下「対象森林」という。)の位置及び面積（※おおむね３ｈａ以上）は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の表示 | 樹種 | 林齢（年生） | 面積（ha） | 林小班 | 備考 |
| 所在 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |  |

＊位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（土地の使用及び活動の内容）

第４条　前条の対象森林について協働し行う事業の活動は次の各項とする。

（１）森林整備、保全に必要な除伐、下刈り、植栽等の活動。

（２）前号の活動によって生じる木材等を利用する活動。

（３）その他前各号の活動を行うために必要な自然体験活動や環境教育活動。

２　この協定期間において、整備森林の維持に必要な管理は補助事業者、森林所有者協働のもと行うものとする。

（費用の負担等）

第５条　補助事業者は、第４条第１項各号に定める整備に必要な経費の全部又は一部について負担する。

２　対象森林に対する公租公課及び林道等の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、森林所有者が負担する。

（責務）

第６条　この協定に基づき森林所有者は、協定の期間中は、開発等による転用をしないものとする。

（助言及び指導）

第７条　補助事業者は、この協定の目的達成のため、対象森林の取扱いについて、必要に応じて森林所有者に対する助言及び指導に努めるものとする。

（災害等による損害）

第８条　活動の実施中及び実施後に、補助事業者の責に帰し得ない、火災、天災その他の事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、補助事業者はその責任を負わない。

（協定の承継等）

第９条　森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

２　森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、あらかじめその旨を補助事業者に通知し、協議しなければならない。

３　森林所有者は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに補助事業者に書面で通知するものとする。

（特別の事情による協定の失効）

第１０条　次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(１)対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(２)火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（協定の解除）

第１１条　森林所有者が第６条の規定に違反したときは、補助事業者はこの協定を解除することができる。

２　前項の場合、補助事業者は森林所有者に対し第４条第１項各号に定める整備に要した経費の全部または一部について返還を求めることができる。

（疑義の協議）

第１２条　この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、補助事業者、森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

　この協定締結を証するため、本書２通を作成し、補助事業者、森林所有者がそれぞれ記名押印して、各自その１通を保有するものとする。

 　　　　年　　月　　日

補助事業者　住所

　　　　　市町名

氏名　　　　　　　　長　　　　　　　印

森林所有者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印